

# 指定訪問介護事業所及び指定介護予 防訪問介護事業所運営規程

社会福祉法人上士幌福寿協会

社会福祉法人上士幌福寿協会  
指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上士幌福寿協会が開設する社会福祉法人上士幌福寿協会指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護職員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人上士幌福寿協会訪問介護事業所  
社会福祉法人上士幌福寿協会介護予防訪問介護事業所
- (2) 所在地 河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地

第2章 職員の定数、区分及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤兼務）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 5名（常勤兼務1名、常勤専従4名）  
訪問介護員等は、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 3名（他施設と兼務）  
必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第6条 訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 相談・助言

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業実施地域を越えた地点から、利用者宅の距離により算定するものとし、1キロメートルにつき40円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

### 第3章 介護サービスの取り扱いに関する基準

(訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等)

第7条 訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画を作成する。

2 訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明、同意を得て交付する。

3 利用者に対して、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

### 第4章 その他管理に必要な事項

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の業務の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上士幌町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時3か月以内
- (2) 継続研修 年4日
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月29日施行し、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。